

社会福祉法人駒ヶ根市社会福祉協議会
善意銀行寄附金活用
「子どもの居場所づくり事業」助成金 募集要項

1 助成の目的

市内において、子どもたちが安心して参加できる「子どもの居場所」を運営し、子どもたちを見守り・育む事業に取り組む団体に対して、善意銀行の寄付金を活用して助成を行います。

2 対象となる活動

次項に定める助成対象団体が実施する困りごとや課題、不安を抱える子どもたちが安心して気軽に立ち寄ることのできる「子どもの居場所」を定期的で開催する事業活動とし、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内で行われる自主的で継続的な活動であること
- (2) 特定の趣味やスポーツ活動などに限定したサークル活動でないこと
- (3) 子どもだけでも安心して参加できる居場所であること
- (4) 1回に概ね5名以上の子どもの参加が見込まれること。また、特定の者を対象とせず、気になる子どもや家族を含め、広く住民に呼びかけて運営が行われること
- (5) 月1回以上の頻度（1回あたりの開催時間が概ね1時間以上）で行うこと
- (6) 利用料は無料又は実費程度であること
- (7) 配慮を必要とする参加者や家族等について、社会福祉協議会（以下、本会）をはじめとする福祉関係機関や学校、警察、行政、その他関係機関等と連携が必要と思料される場合は、本人の同意を得たうえで、必要な支援に結びつけるよう努めること
- (8) 営業、営利、勧誘等を目的としないこと
- (9) 政治および宗教に係る活動を行わないこと
- (10) 法令および公序良俗に違反しないこと

3 助成対象団体

市内において「子どもの居場所」づくりに取り組んでいる又は取り組もうとしている次の各号のいずれにも該当する団体とします。

- (1) 概ね1年以上継続して実施している又は実施する見込みがあること
- (2) 非営利の団体、ボランティアグループ
- (3) 継続的かつ計画的な活動を行う団体

4 助成対象経費及び助成額

(1) 開設事業

新たに居場所を開設するために必要な備品費（10万円以内）、修繕費（10万円以内）等の経費から、他の団体等から受ける補助・助成金額を控除した額以内

【助成上限額】 10万円

1団体1回のみ

(2) 運営事業

継続的な運営のために必要な経費

基本額（使途を問わない）3万円と次の助成対象経費額の合計額から、利用者負担金及び他の団体等から受ける補助・助成金額を控除した額以内

（助成対象経費）

消耗品費、食材費、使用料、賃借料、印刷製本費、通信運搬費、備品費（10万円以内）、修繕費（10万円以内）その他本会が必要と認める経費。

【助成上限額】 10万円

(3) 助成金の対象とならない経費

- ・個人所有となる備品・物品、その他経費として不適切であると本会が判断したものの。
- ・他機関から補助・助成を受けている場合でも申請は可能ですが、その事業の必要性や団体の運営状況等を総合的に勘案し、助成の可否を決定します。助成申請の際は、他機関からの助成や補助の有無を明記して下さい。

(4) その他

- ・善意銀行の寄付の状況によって、予算の範囲内での助成になります。
- ・その他、本会に米等の食料品の寄付があった場合は、随時配布を行います。

5 助成対象事業実施期間

各年度4月1日から翌年3月31日までに実施するもの

6 申請書類

- ① 助成金申請書（様式第1号）
- ② 助成金申請に係る事業計画書（様式第2号）
- ③ 助成金申請に係る予算書（様式第3号）
- ④ 団体構成員名簿（様式第4号）
- ④ 会則、その他事業の内容を確認できる書類等

7 申請時期

活動開始の1ヶ月前までに、直接本会へ申請書類を持参して協議をしてください。

8 助成金の交付決定

審査により、助成の可否及び助成額を決定し、申請団体に結果を通知します。

9 助成金の支払い

概算払い 助成決定後、決定額の1/2以内の額を支払います。

精算払い 残額は、年度末に実績に応じて支払います。

助成金交付請求書（様式第5号）により請求してください。

10 実績報告

助成事業を実施した団体は、下記の書類を提出してください。

- ① 助成金事業実施報告書（様式第6号）
- ② 領収書（備品購入、修繕費に係るもの）
- ③ 助成金事業に係る決算書（様式第7号）
- ④ 活動中の写真

*助成金の支出状況について、本会職員が確認することがありますので、領収書等の根拠資料は必ず保存しておいて下さい。

11 助成金の返還

下記に当てはまる場合は、助成金を返還していただきます。

- ① 申請事業を中止した場合
- ② 申請及び報告内容が実際と大幅に異なる場合
- ③ 助成金の不正利用
- ④ 助成金で購入した備品の処分、譲渡、売却を行った場合

*この他、申請時に計画した開催回数を実施できなかった場合や当該事業に使用した経費が助成額を下回っていた場合は、差額を返還していただきます。

12 その他

当初の申請内容に変更が生じた場合は、速やかに本会に連絡してください。

活動状況確認のため、本会職員が活動場所へ訪問する場合があります。